

久保田かずえ町議は、2013年12月議会において、石木ダム地域対策振興基金、高齢者の健康、障害のある方の日常生活用具に対する助成についての一般質問を行いました。

余った「石木ダム再建資金」の返還を

久保田かずえ町議

財団法人石木ダム対策地域振興基金は、事業実施により生活基盤に多大な影響を受ける関係者の方々の生活再建と、ダム周辺地域の振興を図ることが重要であり、より一層のきめ細かな施策を進めるためとして、平成7年11月8日に設立されたものです。

長崎県5億、佐世保市5億、本町6千万円、平成23年3月31日現在の資産は10億7千63万円となっています。今回の国の公益法人制度の改革により11月に同基金が解散すること



久保田かずえ町議

今回の助成の対象者は124名、102名の方から申請がされた。

になり、土地や家屋を売却移転された元地権者の方々に生活再建支援金(協力感謝金)として支払われました。そこで、元地権者にはいくら払われ、残金はいくらか、また、残金の使途はどうなるのか尋ねます。

町長

生活再建支援金は、正式名称は生活再建検討特別助成金と言い、昭和57年には高田知事が総額3億円支払うなどとする文章を関係住民に配布されたもの。

県、市、町合わせて10億6千万円で平成7年に設立されている。

2億9千万円が支出されており、残余財産については10億1千万との報告を受けた。

基金は関係住民の生活再建とダム周辺地域の振興を図る目的とされており今後目的達成のために使われるものと思えます。

久保田町議

法人を解散して今の時期に払われることに対して何も思わなかったのか。正当なこととして、払うことに疑問は感じなかったのか。

昭和47年7月27日に石木川河川開発調査に関する覚書というものがあります。

第4条「乙が調査の結果(乙は長崎県)建設の必要が生じた時は、改めて甲(川原郷、岩屋郷、木場郷)と協議のうえ、書面による同意を受けた後、着手するものとする。

甲と乙はこの覚書を誠意履行するための合意の証として、記名、捺印の上保有する」となっています。この3つの「地域の人たちの同意を得たうえで

着手する」とあります。いまだ、川原郷の方たちは合意をされていないのに生活再建資金を配られてもよかったのか。

町長

同意を得ていないのに支払われたと言うことだが、現在、支払われたものについては、ダム建設に同意をいただいた方について支払われたものと理解している。

久保田町議

出捐金を出す、法人を立ち上げる時に、当時の町長は「県も、佐世保市も、町も同一趣旨に問題は無いので、法人化に町も入ってこの使途についてもいろいろくちばしをいれさせていきたきたい」として、6千万円を出しています。同意も得ていない今の時点で支払われても当然のものなのか。

町長

ダム建設の目途が立っていない時期と言う発言があったが、私が判断できないところである。目途が立っているのではないについても発言は控えさせていただきます。

久保田町議

同意をしていない方たちがおられるのに、さっさと法人を解散してしまい、給付の手続きに入った。そのことについても新聞報道によると、あらゆる機会を捉えて交渉を進める。地縁、血縁を通じての交渉を含めて精力的に取り組む。とあります。法人に加入した時の「いろいろくちばしをいれさせてもらう」と言うことは、ここまでするものか。そういうことはいかなるものかと、県に対して言うべきではないのか。町長として、何も言われないのでしょうか。

町長

給付手続きについても、同意をえた方に対する給付であり、とやかく言う筋合いのものではないと思う。



石木ダム建設反対の公開質問状を県に提出。2013年12月27日